

### (3) 大阪市国民健康保険事業の状況

## 国民健康保険運営の改正

平成 27 年 5 月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国保の財政基盤の強化を図ったうえで、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、資格管理や保険給付等の事業を担う市町村とともに国保を運営している。

#### ● 財政基盤の強化 - 約 3,400 億円の財政支援（全国ベース）

- |  |   |                            |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度～ 保険基盤安定制度（保険者支援分）の拡充</li> <li>平成 30 年度～ 財政調整交付金の拡充<br/>保険者努力支援制度の新設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>（保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた支援）</li> <li>（都道府県間の所得格差等の調整機能の拡充）</li> <li>（医療費適正化や市町村の収納対策等を評価して支援）</li> </ul> | } 約 1,700 億円<br>約 1,700 億円 |
|--|---|----------------------------|

#### ● 都道府県と市町村の役割分担

|              | 改正前(～平成29年度) | 改正後(平成30年度～) |                    |
|--------------|--------------|--------------|--------------------|
| 財政運営(※1)     | 市町村          | 都道府県         | 都道府県が「運営方針」を策定(※3) |
| 保険料賦課(※2)・徴収 | 市町村          | 市町村          |                    |
| 資格管理         | 市町村          | 市町村          |                    |
| 保険給付         | 市町村          | 市町村          |                    |
| 保健事業         | 市町村          | 市町村          |                    |

##### ※1 都道府県

- 市町村ごとの「事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定
- 医療給付に必要な費用の全額を市町村に支払う

##### ※2 各市町村

- 都道府県が示す市町村ごとの「事業費納付金」を納めるために必要な「標準保険料率」を参考に、保険料率を決定（大阪府内市町村は府内統一保険料率に）

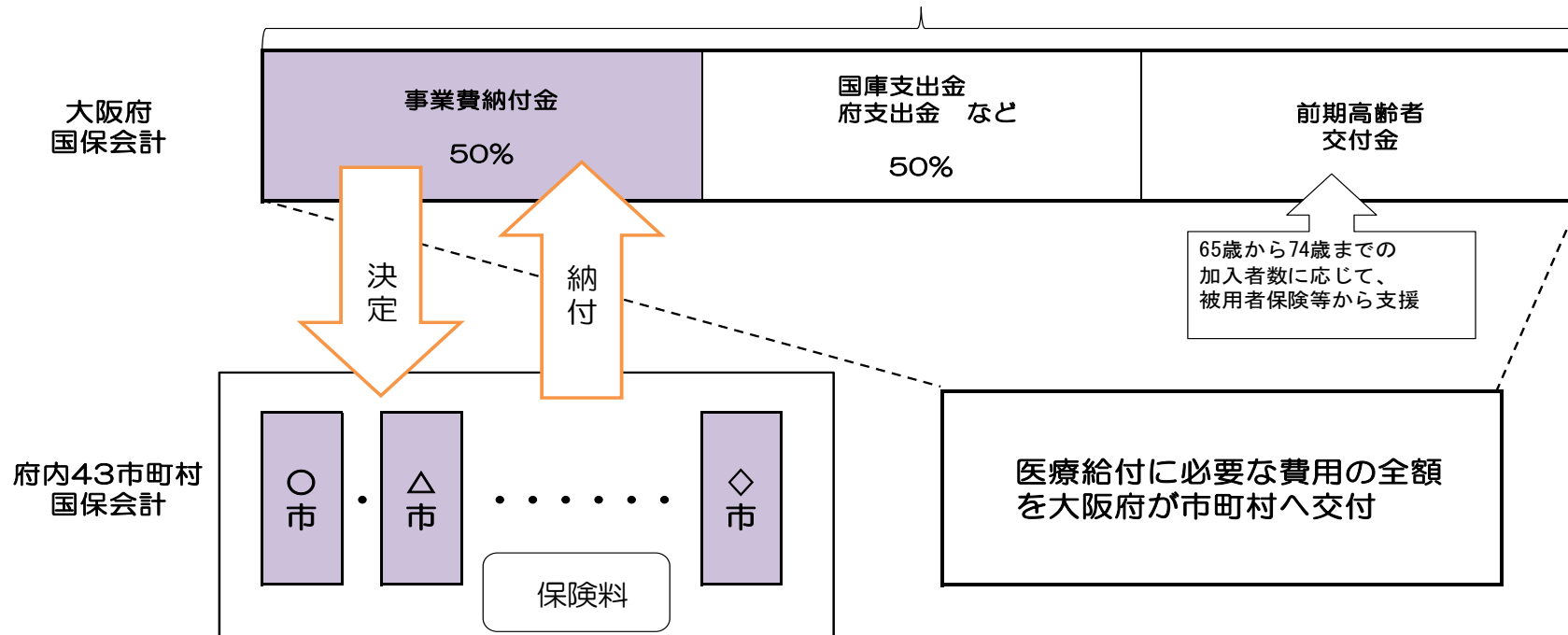
##### ※3 大阪府国保運営方針

- 国民健康保険の安定的な財政運営、並びに国保事業の広域化・効率化を推進するための「統一的な方針」として、法定市町村意見聴取、府国保運営協議会への諮問等を経て大阪府が策定。

# 国民健康保険の財政スキーム

《例：医療分》

府内43市町村の「窓口負担(2割～3割)を除いた医療給付費」  
(医療費や診療報酬改定等で増減)



※国民健康保険事業費納付金

- ・市町村ごとの「被保険者数」・「世帯数」・「所得水準」に応じて按分
- ・収納率は市町村ごとの実際の収納率を勘案して算出
- ・市町村ごとの医療費水準は考慮しない

国民健康保険に加入されている世帯は、医療分保険料とは別に、  
後期高齢者医療制度に対する現役世代からの支援金となる後期高齢者支援金分保険料と、  
40歳から64歳までの方がおられる世帯のみ、介護保険制度に納めるための介護分保険料をご負担いただく。

## 大阪府の「国保運営方針」における保険料の考え方

令和6年度に府内統一保険料率とし、府内のどこにお住まいでも、  
「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」へ

### ①保険料・税の区分・・・・・・・・保険料

※令和5年度時点では、府内43市町村のうち、42団体が「保険料」、  
1団体が「保険税」として賦課。

### ②賦課方式及び賦課割合・・・・・・・・○医療分・後期高齢者支援金分：3方式

※全国平均の所得水準との比較により所得割を算出し、平等割と均等割は  
所得割以外の部分を4：6の割合で按分し算出する。

(令和5年度は、平等割：均等割：所得割 = 22：33：45 )

### ○介護分：2方式

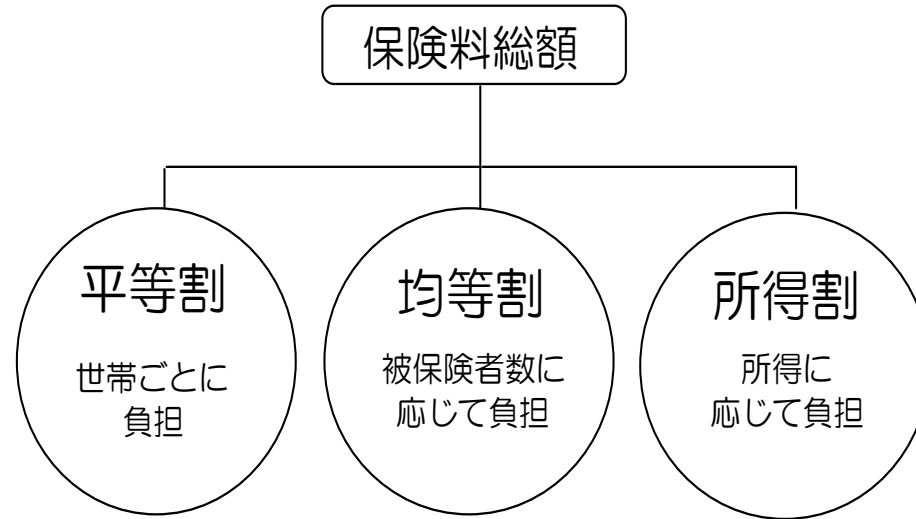
※全国平均の所得水準との比較により所得割を算出する。

(令和5年度は、均等割：所得割 = 55：45)

### ③賦課限度額・・・・・・・・国保法施行令改正の翌年度に反映

(令和5年度は医療分65万円・後期高齢者支援金分20万円・介護分17万円)

# 大阪市の賦課割合について



## 《医療分・後期高齢者支援金分》

| [大阪市] |     |
|-------|-----|
| 令和5年度 |     |
| 平等割   | 22% |
| 均等割   | 33% |
| 所得割   | 45% |

## 《介護分》

| [大阪市] |     |
|-------|-----|
| 令和5年度 |     |
| 均等割   | 55% |
| 所得割   | 45% |

## 賦課割合の移行措置（令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行）

○医療分・後期高齢者支援金分の賦課割合の変更に伴う移行措置

- ・平等割から均等割へ毎年1%ずつ移行。
- ・所得割は全国比較による割合で毎年変動するため、平成29年度の46%で固定し、最終年度で調整。

○介護分の平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式とする移行措置

- ・平等割から均等割へ毎年5%ずつ移行。
- ・所得割は上記と同様に、平成29年度の46%で固定し、最終年度で調整。

### 医療分・後期高齢者支援金分

### 介護分

|     |     | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
| 平等割 | 27  | 26  | 25  | 24  | 23  | 22  | 22  |
|     | 増減  | ▲1  | ▲1  | ▲1  | ▲1  | ▲1  | —   |
| 均等割 | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  |
|     | 増減  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 所得割 | 46  | 46  | 46  | 46  | 46  | 46  | 45  |
|     | 増減  | —   | —   | —   | —   | —   | ▲1  |
| 合計  | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

|     |     | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
| 平等割 | 27  | 22  | 17  | 12  | 7   | 2   | —   |
|     | 増減  | ▲5  | ▲5  | ▲5  | ▲5  | ▲5  | ▲2  |
| 均等割 | 27  | 32  | 37  | 42  | 47  | 52  | 55  |
|     | 増減  | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   | 3   |
| 所得割 | 46  | 46  | 46  | 46  | 46  | 46  | 45  |
|     | 増減  | —   | —   | —   | —   | —   | ▲1  |
| 合計  | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

## 大阪市の令和5年度保険料率

|                 | 平等割<br>(世帯当たり) | 均等割<br>(被保険者当たり) | 所得割料率(※) | 賦課限度額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------|-------|
| 医療分             | 30,321円        | 30,798円          | 8.78%    | 65万円  |
| 後期高齢者<br>支援金分   | 10,494円        | 10,659円          | 3.09%    | 20万円  |
| 合計              | 40,815円        | 41,457円          | 11.87%   | 85万円  |
| 介護分<br>(40~64歳) |                | 19,543円          | 2.94%    | 17万円  |

大阪市国民健康保険条例  
施行規則第2条の規定を  
踏まえ、**賦課限度額改定**  
の際は国民健康保険運営  
協議会において諮問

(※) 所得割保険料=(前年中総所得金額等-43万円)×所得割料率

【参考】本市の賦課限度額改正経過（過去3年間）

|     | 医療分保険料            |                   | 後期高齢者支援金分保険料      |                   | 介護分保険料 |       | 合計                 |                    |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|-------|--------------------|--------------------|
|     | 国基準               | 大阪市基準             | 国基準               | 大阪市基準             | 国基準    | 大阪市基準 | 国基準                | 大阪市基準              |
| 3年度 | 63万円              | 63万円              | 19万円              | 19万円              | 17万円   | 17万円  | 99万円               | 99万円               |
| 4年度 | 65万円<br>(前年比+2万円) | 63万円              | 20万円<br>(前年比+1万円) | 19万円              | 17万円   | 17万円  | 102万円<br>(前年比+3万円) | 99万円               |
| 5年度 | 65万円              | 65万円<br>(前年比+2万円) | 22万円<br>(前年比+2万円) | 20万円<br>(前年比+1万円) | 17万円   | 17万円  | 104万円<br>(前年比+2万円) | 102万円<br>(前年比+3万円) |

※ 府内統一保険料率における賦課限度額は、保険料算定時期の関係から、国基準が改正された翌年度に改正内容を反映している。

# 大阪市保険料率改定の考え方

## 1 保険料率改定の考え方

平成 30 年度からの国保の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、「府内統一保険料率」となるよう改定する。（令和 5 年度まで 6 年間の経過措置あり）

## 2 令和 5 年度保険料

- 大阪府の算定では +13.2% の大幅な改定となっており、市独自の任意繰入による激変緩和措置の逡減分（+0.7%）を加えると +13.9% の改定が必要。
- しかしながら、コロナ禍に加えて物価高騰により市民の家計が影響を受けている今般の状況に配慮して、本市国保基金の充当により、5 年度と 6 年度の 2 年間で改定率の平準化を図ることとし、令和 5 年度は +10.3% の改定。（令和 6 年度も同程度の改定率となる見込み）

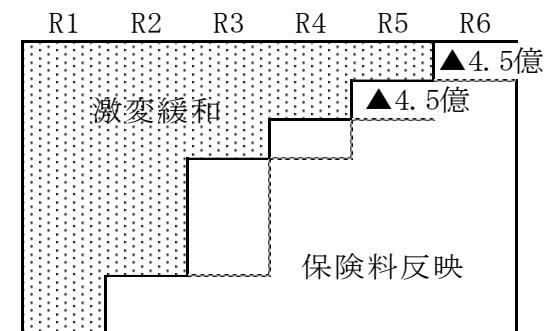
|                          |         |   |        |
|--------------------------|---------|---|--------|
| ・医療給付費等の自然増              | ： +7.8% | } | +13.9% |
| ・所得増に伴う国交付金の減等           | ： +5.4% |   |        |
| ・激変緩和措置の逡減               | ： +0.7% |   |        |
| ・本市国保基金の充当（約 28 億円）による抑制 |         |   | △ 3.6% |

【一人当たり平均保険料（年間）】

| 令和 4 年度   | 令和 5 年度   | 増減額      | 改定率    |
|-----------|-----------|----------|--------|
| 146,109 円 | 161,159 円 | 15,050 円 | +10.3% |

（参考）任意繰入による激変緩和措置について

- 令和元年度保険料は府算定の結果、約 6% の改定幅となり、約 34 億円の任意繰入により 1 人当たり平均保険料を据置き。
- 令和 6 年度の府内統一保険料率に向け、激変緩和措置の段階的な解消が必要。（令和 4 年度：約 9 億円 → 令和 5 年度：4.5 億円）



## 3 令和 6 年度保険料率の算定スケジュール

12 月末に国より保険料算定のための本係数等が提示され、令和 6 年 1 月上旬に府において令和 6 年度市町村標準保険料率等を算定。  
⇒これを受けて、本市令和 6 年度保険料率を府が示す市町村標準保険料率と同率とする。

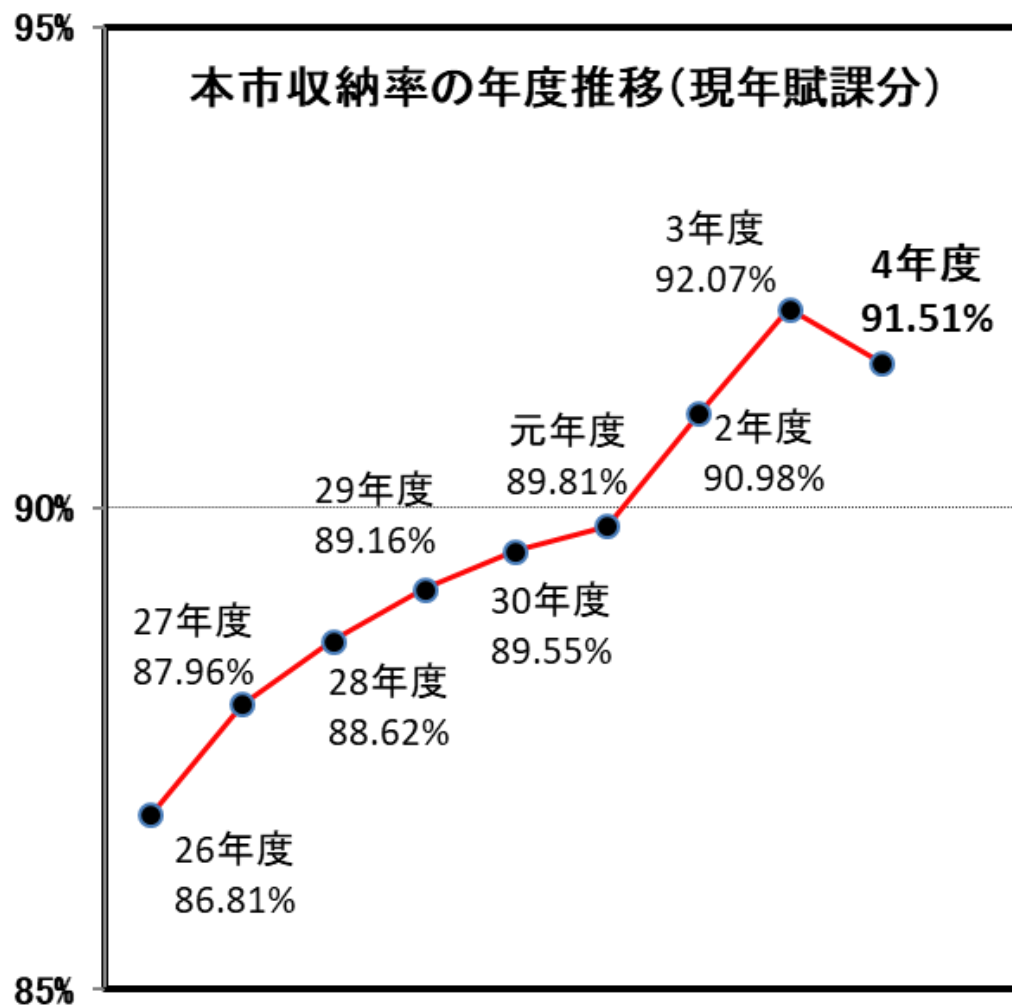
## 一般会計繰入金と累積収支の推移

- 本市では、保険料負担を軽減するために一般会計からの繰入を行っており、平成30年度からの都道府県単位化に伴い府基準繰入に合わせるよう整理した。
- なお、令和4年度に引き続き、令和5年度も、暫定的な措置として一般会計から約4.5億円を別途繰り入れて激変緩和措置を講じている。
- 令和4年度の単年度収支は、保険料収入の確保などにより約52億円の黒字となる見込み。

| 年 度    | 一般会計繰入金（予算） |          | 単年度収支<br>（▲赤字）<br>（億円） | 累積収支<br>（▲赤字）<br>（億円） | 備考  |
|--------|-------------|----------|------------------------|-----------------------|---|
|        | 総額（億円）      | 1人当たり（円） |                        |                       |   |
| 平成19年度 | 481         | 45,109   | ▲ 5.5                  | ▲385.7                | 累積収支不足額が過去最大  |
| 平成20年度 | 437         | 51,882   | 22.1                   | ▲363.6                | 後期高齢者医療制度創設   |
| 平成30年度 | 357         | 55,323   | 6.4                    | 22.5                  | 国保の都道府県単位化に伴い、一般会計繰入金を府基準等に整理   |
| 令和元年度  | 370         | 60,085   | 16.7                   | 39.2                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の急増が見込まれたため、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約34億円）を講じた</li> <li>R2.3月に大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金を設置</li> <li>累積収支のうち、基金積立額は22.5億円</li> </ul>   |
| 令和2年度  | 355         | 58,246   | 30.8                   | 70                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約26億円）を講じた</li> <li>累積収支のうち、基金積立額は39.2億円</li> </ul>  |
| 令和3年度  | 350         | 57,227   | 23.9                   | 93.8                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約14億円）を講じた</li> <li>累積収支のうち、基金積立額は70億円</li> </ul>  |
| 令和4年度  | 338         | 57,200   | 51.9                   | 145.8                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約9億円）を講じた</li> <li>保険料改定における単年度的要素を本市国保基金により抑制（約10.8億円）</li> <li>累積収支のうち、基金積立額は83.1億円</li> </ul> |
| 令和5年度  | 373         | 65,500   | —                      | —                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約4.5億円）を講じた</li> <li>保険料改定における単年度的要素を本市国保基金により抑制（約28億円）</li> </ul>                               |



## 保険料収納率の推移



収納率向上に向けた各区の独自取組と、コールセンターによる電話督促、市債権回収対策室による滞納者の財産調査や弁護士職員等によるバックアップなど、効果的な連携を図ることで、収納率は毎年上昇してきている。

令和4年度の収納率は91.51%となったが、令和3年中のコロナ関連の時短協力金等による、一時的な所得増世帯の令和4年度保険料の大幅増などが影響した。

【令和4年度目標収納率:91.52%】

令和5年度目標は、大阪府が定める標準収納率 92.80% とし、引き続き、収納率向上に向けた取組を徹底し、目標達成をめざす。

## 保険料収納率向上に向けた取組（令和5年度）

### 各区の地域特性に応じた取組

#### ○初期未納者に対する取組

- ・督促状の送付による自主納付の促進
- ・窓口対応時等あらゆる機会を捉えて納付相談

#### ○長期滞納者に対する取組

- ・財産調査に基づく差押え可能財産の把握による納付交渉の強化
- ・催告書や差押予告の送付による自主納付の促進
- ・差押の実施

#### ○資格等適正化

- ・他保険加入等資格喪失世帯の調査
- ・送付文書返戻世帯の居住確認調査

等

### 局における取組

#### ○コールセンター業務(民間事業者委託)

- ・初期未納者に対する納付督促

#### ○市債権回収対策室

- ・財産調査を集約化して効率的に実施
- ・給与差押等滞納処分の推進

#### ○弁護士職員及び国保収納業務の経験を有する職員によるサポート

- ・滞納整理業務にかかる法令知識面でのバックアップ
- ・区職員に対する助言や直接指導によるスキルアップ

等

## 医療給付費の適正化に向けた取組（令和5年度）

### ●レセプト(診療報酬明細書) 点検事業

医療機関から提出されるレセプトについて、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、請求点数の算定方法及びその内容の点検、縦覧点検などを実施。（前年度点検件数：約940万件）

### ●療養費支給申請書点検事業（柔道整復施術に係る療養費）

整骨院などで受けた施術に係る療養費について、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、申請書の点検や、被保険者及び施術所への照会などを実施。（前年度点検件数：約6万件）

### ●海外療養費、海外出産における出産育児一時金の点検

海外渡航中にやむを得ず日本国外の医療機関等で治療・出産し申請があった場合、大阪府国民健康保険団体連合会に委託し、申請書の確認や現地の公的機関、医療機関に事実内容の確認を実施。

### ●医療費通知

被保険者の医療費に対する意識啓発の観点から、医療費の個別通知を年6回実施。（前年度送付件数：約173万件）

### ●後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及、啓発

- ・先発医薬品を服用している被保険者に向け、後発医薬品に切替えた場合の自己負担額の差額を年3回通知することで、被保険者の自己負担の軽減につなげる。（100円以上の差額のある方に通知 前年度送付件数：約10万件）
- ・後発医薬品希望カードや広報により、後発医薬品の普及啓発を図る。

### ●重複・頻回受診者健康教育啓発

- ・重複受診者、重複服薬者に対して健康教育用リーフレットを年2回送付し、適正受診の啓発を行う。（前年度送付件数：約1,700件）
- ・重複受診者、重複・多剤服薬者を選定し、保健師・薬剤師により訪問による教育指導を実施。（前年度対象者：約70人）

### ●お薬手帳の周知

- ・大阪市ホームページに掲載
- ・パンフレット等広報物に掲載
- ・各種封筒の空きスペースに掲載

## 特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業

### ●特定健康診査

生活習慣病の予防のため、40歳以上を対象に無料で実施。

【個別健診】大阪府内約4,500か所の医療機関

【集団健診】市内24区の保健福祉センター・小学校等  
(年間約300回実施)

### ●特定保健指導

特定健康診査の結果を基に、生活習慣病の発症リスクが高い方に、医師・保健師・管理栄養士等による、生活習慣を見直すためのアドバイスを無料で実施。

### ●実施率向上に向けた取組<令和5年度>

- ◎ 個別通知(受診券、個人票)を全対象者へA4封筒にて4月末に送付。(途中加入者にも随時送付)
- ◎ 年度途中に未受診者への電話やはがき・SMSによる勧奨を実施。
- ◎ 集団健診における、がん検診との同時実施や休日の実施。
- ◎ 地域での回覧およびポスターの掲示などの受診啓発の強化。
- ◎ 医師会と連携したかかりつけ医からの特定健診受診勧奨事業を実施(令和5年度から実施)

大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画における目標実施率  
令和5年度：特定健康診査 30%、特定保健指導 10%



### ●1日人間ドック

30歳~74歳の被保険者を対象に、健康保持及びがん・心疾患等の早期発見を目的とした検査を実施

自己負担額：30歳代：14,000円、40~74歳：10,000円、40・45・55・65歳：無料

### ●糖尿病性腎症重症化予防事業

前年度特定健康診査受診者のうち、糖尿病性腎症(糖尿病の合併症の一つ、進行すると人工透析が必要となる)の重症化の恐れがあるにも関わらず治療をしていない者に対し、医療機関への受診勧奨及び、6か月の個別プログラムによる保健指導を無料で実施。

